

平成24年2月

通関業者・輸入者 各位

第10回輸入手続の所要時間調査について

財務省関税局・税関におきましては、従来から適正な通関を確保しつつ、輸入手続全体の一層の迅速化を図るため、種々の施策を講じてきたところでありますが、今後とも、種々の施策を推進していくうえでの参考とするため、平成21年3月の第9回調査に引き続き、今般、下記要領により第10回輸入手続の所要時間調査を実施することといたしました。つきましては、通関業者及び輸入者の皆様には、本調査へのご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 調査対象期間

平成24年3月12日(月)～3月18日(日)

2. 対象官署

◎二重下線を付した官署は、AEO輸入者が行う特例申告に係る調査も実施します。

- (1) 航空貨物……東京税関(本関、成田航空貨物、成田南部航空貨物、羽田)、大阪税関(関西空港)、名古屋税関(中部空港)、門司税関(福岡空港)、沖縄地区税関(那覇空港)の8官署
- (2) 海上貨物……東京税関(本関、芝浦、大井)、横浜税関(本関、本牧埠頭、大黒埠頭)、神戸税関(本関、ポートアイランド、六甲アイランド)、大阪税関(南港)、名古屋税関(本関、西部、興津)、門司税関(田野浦、下関、博多)の16官署

3. 調査対象

- (1) 調査実施期間内に上記調査対象官署にNACCSを使用して行われた輸入申告(申告種別がIC・HKA・HTA及びBP並びにマニフェスト通関貨物のものに限る)から、約5,000件(海上貨物約3,000件、航空貨物約2,000件)を無作為に抽出し、調査対象とします。
- (2) 調査実施期間内に特例申告に係る調査の対象官署にNACCSを使用して行われた特例申告(申告種別がHK及びHTのもの)から、約1,700件(海上貨物約1,000件、航空貨物約700件)を無作為に抽出し、調査対象とします。

4. 調査方法(別添フロー図参照)

調査対象申告に係る貨物について、以下の各段階における時刻を「調査票」に記入し、所要時間を調査することとし、調査票及び記載要領等については別途周知するものといたします。

① 税関手続

入港 → 搬入 → 申告 → 関係書類等提出 → 書類審査終了 →

(検査開始 → 検査終了) → 許可 → 搬出

② 関税関係以外の法令の手続

許可申請書等の提出 → (検査開始 → 検査終了) → 許可承認等